

令和7年 第8回 仙北市議会定例会 議案質疑 通告要旨

議案第126号 仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

通告者 1番 西宮三春 議員

- 1 子どもの育ちのためが主な目的である支援事業だが、適切な支援が提供できる体制の構築について伺う。
- 2 一時預かり事業と合わせて、保護者のニーズをどのように想定しているのか伺う。

議案第130号 仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンターライブラリーセンター条例の一部を改正する条例制定について

通告者 4番 澤田雅亮 議員

- 1 一般的な企業等であれば売上の上下に限らず家賃、ここでいう使用料は変わらない。協同組合等に対して使用料の減額に応えるということに対する整合性があるという根拠を含めて伺う。
 - (1) 今回の条例改正で使用料の減額理由を改めて伺う。
 - (2) 令和2から7の物産協会の具体的な年間売上とそれに対する年間の使用料の合計を伺う。
 - (3) 条例別表第3を見ると年額の欄には、冷暖房使用料の記載が無いがこれは徴収されているのか。

されていないのであれば別表第1の研修室等は冷暖房使用料が加わってくることに違和感があるがどうか。総合空調設備であれば面積に対しての使用料等の計算が可能と考えるが難しいか。そもそも使用していないのか伺う。

- (4) コロナ禍から続く売上水準の低迷が理由の大きな要因であるが、条文には市長が認めると観覧料及び、使用料を減免することができると記載がある。実際減免措置を行なったと記憶しているが、この他にも協同組合はコロナ禍に国等からの家賃補助、助成金は活用していないのか伺う。

また条例を改正すると今後売上が上がった際にも使用料が変わらなくなるということは説明の趣旨から大分ズレると考え、さらに角館の観光の一等地に位置す

る場所において公共の公平性、透明性をどのように市民、市内事業所に対して説明ができるのか伺う。

(5) また話し合いを数度に渡り行なったとあるが、売上に対する協同組合の取り組み、今後の事業計画等は資料ベースで確認した上での取り決めか。短期、長期的な計画に基づくものか伺う。

条件次第では他産業、他企業を同条件もしくはそれ以上で参入も見込めるポテンシャルがある場所において、建てられた意図は理解できるが先述している公平性と透明性に疑問を感じる。伝統工芸を守るという名目と役割があるのは理解しているが、それであれば尚更企業努力、しっかりとした事業計画を示してもらわなければ判断ができないと考える。組合の代表等が直接説明も場合によつては必要ではないのか伺う。

通告者 7番 高橋輝彦 議員

1 角館樺細工伝承館での物販と喫茶店の使用料の改定であるが総売上の3.5%とした根拠を伺う。

2 仙北市が販売を委託されているのであれば、販売委託手数料として総売上の歩合制も理解できるが、伝統工芸品である樺細工の産業振興も担っている仙北市が徴収する使用料が、総売上額(利益は26.5%程しかない)によって変動する歩合制というのは、いかがなものかと思われる。

使用料としては、「仙北市行政財産使用料条例」を適用し、光熱水費の負担として面積割を加算するのが妥当ではないか、改めて伺う。

議案第133号 令和7年度仙北市集中管理特別会計補正予算(第2号)

通告者 9番 平岡裕子 議員

1 歳出 2款1項2目 物件費等集合支払費 テレビ放送受信料 262万3千円について

- (1) 支払額の内訳を伺う。
- (2) 受信料未払いに気付いた経緯を伺う。
- (3) 毎年受信料を払うことになるのか。
- (4) 公用車全車にテレビ放送は必要か。